

屋外廣告物安全基準（案）

屋外広告物安全基準（案）

〔昭和55年3月 屋外広告物安全基準
調査委員会報告 建設省委託調査報告〕

はじめに

建築物の屋上、壁面に設置される広告板、広告塔については、落下した場合大きな事故となる可能性があり、安全性の確保が十分になされている必要がある。しかしながら、台風に伴う強風などの我国特有の気象条件の下で屋外広告物の落下等の事故が相当程度発生している状況にあり事故防止対策には万全を期す必要がある。

このような屋外広告物の事故防止のためには、基本的には屋外広告物の設置にあたる屋外広告物業者等の、自主的努力により安全確保が図られることが必要である。

一方、屋外広告物については、担当行政機関によつて設置許可等の際に安全性も含めた審査が行われているところであるが、高さが4 m以下のものについては担当行政機関が審査に当つて抛りどころとすべき具体的な基準を定めていない状況にあり、かかる基準の策定に対する要請が生じている。

このような状況に鑑み、屋外広告物の安全性審査と事故防止のための適切な指導に寄与するため、今回屋外広告物安全基準を策定したものである。

屋外広告物安全基準（案）

第1条 趣旨

この基準は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物又は広告板、広告塔等の専ら屋外広告物を掲出するための物件（以下「広告物」という。）について公衆に対する危害の防止を図るため必要とされる一般的、技術的基準を定めるものとする。

第2条 適用の範囲

この基準は、次に掲げる広告物については適用しない。

- 1 はり紙、はり札、巻付広告
- 2 アドバルーン
- 3 広告幕
- 4 人、動物又は車輛、船舶等に表示される広告物
- 5 仮設広告物

第3条 構造強度

広告物は、その種類、用途、規模、構造の種別及び設置の状況に応じて、構造部材をつり合いよく有効に配置、接合して、全体がこれに作用する自重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して脱落、倒壊、飛散しないよう安全であるようにしなければならないものとする。

第4条 設計図書

広告物の設置については、原則として設計図を作成しなければならないものとする。

第5条 構造計算

設計図書の作成に当たっては、公衆に対する危害防止のため特に必要があると認められる場合には、構造計算によってその構造が安全であることを確かめなければならないものとする。

第6条 構成材料の品質等

- 1 広告物（基礎を含む。）に使用する材料の品質は、設計強度の計算に当たって信頼できる強度を持ったものとして日本工業規格若しくは日本農林規格又はこれらと相当品でなければならないものとする。
- 2 広告物の材料は、腐食、腐朽若しくは摩損しにくいもの、又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をしたものを使用しなければならないものとする。
この場合木材については、節、腐れ、繊維の傾斜、割れ等による耐力、耐久上の欠点がないものでなければならないものとする。

第7条 構成部材の接合方法

広告物を構成する各種の部材の相互の接合については、当該広告物全体の構造強度を維持するため十分配慮しなければならない。

第8条 基礎

広告物の基礎は、これに接する周囲の部分より高くして排水を良好に保つとともに、広告物に作用する応力を安全に地盤に伝え、かつ地盤の沈下又は変形に対して安全なものとしなければならない。

- 2 木材については、雨水に濡れる部分、建植の地中部分、特に地面に接し乾湿の状態が繰り返される部分について、有効な防錆措置を講ずるとともに、必要に応じてしろあり等による虫害の防止措置を講じなければならないものとする。

第9条 建築物等との緊結

建築物の屋上、屋根、壁面等に取り付ける広告物及び電柱等の工作物に取り付ける広告物については、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないものとする。

第10条 可動広告物の危害防止措置

可動広告物については、特に風圧により容易に転倒しないようにしなければならないものとする。

第11条 工事現場の危害防止

広告物の工事の施工者は、工事の施工に伴う危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第12条 維持保全

広告物の所有者、管理者又は占有者は常にその広告物を適切に管理し、安全性の確保に努めなければならないものとする。